

横須賀ウインドサーフィン協会規約

第1章 総則

第1条 本会は横須賀ウインドサーフィン協会と称する。

第2条 本会は事務所を横須賀市内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は横須賀市内におけるウインドサーフィンを愛好する会員相互の親睦を図るとともに、ウインドサーフィンを振興し、会員の体力増進と明朗闊達な心情を涵養し、以って文化人としての資質を向上すること。そして横須賀市及び周辺地域においてウインドサーフィンの普及発展、競技力の向上に関する事業等を行い、市民の豊かなスポーツ文化の復興及び心身の健全な発達、競技力の向上に寄与する事を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ウインドサーフィンの普及、指導に関する事
2. 指導者の資質向上に関する事。
3. 各種ウインドサーフィン大会の開催。
4. その他目的達成に必要な事業。

第5条 本会の事業は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

理事長 1名

理事 若干名(常任理事若干名を含む)

監事 1名

2 本会に名誉会長、顧問若干名を置くことができる。

第7条 理事は総会で一般会員のうちから選出された者及び理事長が協会運営上必要であり、理事として適任であると認められた者を推薦し、総会の議を経た者に、理事長はこれを委嘱する。

第8条 理事は理事会を構成し、命を受けて会務を掌事する。

2 理事は互選により理事長1名、を選出する。

第9条 理事長は理事会を代表するとともに、常任理事会及び理事会の議長となる。

2 常任理事は理事長を補佐し会務を掌理する。

第10条 評議員は各加盟団体から1名あて推薦された者をもってこれにあて、本会の重要事項を審議するとともに議決機関となる。

第11条 監事は総会で選出し理事長はこれを委嘱する。

2 監事は本会の財務を監査する。

第12条 理事の任期は2ケ年とする。但し、再任を妨げない。

2 補充役員の任期は前任者の残任期間とする。役員の任期が満了しても、後任者が就任するまではその責務を行う。

第4章 会議

第13条 総会は、理事長、理事、監事をもって組織し、必要に応じて理事長はこれを招集する。

総会は本会の最高議決機関で、次の事項について審議する。

1. 予算及び決算に関すること。
2. 事業計画及び報告に関すること。
3. 役員任免に関すること。
4. 規約の制定及び改廃に関すること。
5. その他本会の運営に必要な事項に関すること。

第14条 理事会は理事長がこれを招集し、規約に規定した事項及び会員より委任された事項を審議し執行する。

第15条 各会議は構成員の1/2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数以上の同意をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

会議に出席できない場合は、書面（委任状）をもって出席に代えることができる。

第16条 各会議において、その都度理事のうちより1名議事進行係を選出し、会議の円滑な運営をはかる。

第5章 加盟及び登録

第6章 会計

第17条 本会の経費は次により支弁する。

1. 加盟負担金
2. 事業収入
3. 補助金及び寄付金
4. その他の収入

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 賞罰

第19条 賞罰については別に定める細則による。

第8章 付則

第20条 本規約を改正しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第21条 本会の運営に必要な細則は理事会が別にこれを定める。

第22条 本会に専門部会を設けることができる。(付表-1)